

〔法人間転出される方へお渡しください〕

他法人へ転職される方へ

1 従事者共済会の加入期間を継続させるための「法人間転出・転入」の手続きにあたっては、以下の条件を満たす必要があります。転職先（以下、「転入先施設・団体」）にあらかじめご確認ください。

法人間転出・転入の条件

- ① 転入先施設・団体が従事者共済会の契約施設・団体であること。
- ② 転入先施設・団体においてご自身が退職金制度の対象職員であること。
- ③ 従事者共済会の加入期間が途切れないこと。
→ 転入先施設・団体において、パスワード等通知書の「転入予定日」で「法人間転入届」を行い、転入月から掛金納付を行うことが必要です。



- 従事者共済会と契約していない施設・団体に転職する場合は、退会となります。12か月以上の掛金納付がある場合は、退職共済金の受給手続きをとってください。
- 従事者共済会は継続できなくても、福祉医療機構の退職手当共済制度は継続できる場合もありますので、必ず転出先施設・団体の事務担当者にご確認ください。

2 上記の条件を満たし、加入の継続（法人間転出・転入）を希望する場合は、転出元および転入先施設・団体の事務担当者間で必要な手続きをすすめます。

手続きの流れ

<転出元施設・団体>



①「法人間転出届」の入力

②パスワード等通知書の送付

<転入先施設・団体>



③「法人間転入届」の入力

【留意事項】

「法人間転入届」には届出期限があります（通知書のとおり）。この期限を過ぎた場合には、法人間転出・転入は成立せず、転出元での退会手続きに切り替えることになります。特に貸付金制度を利用中の場合、届出期限が短くなっていますのでご注意ください。

継続にあたって確認いただきたいこと

①標準給与月額	転職に伴い給与月額に変更があっても、標準給与月額及び掛金額は、標準給与月額改定更新時（毎年10月）まで変更することはできません。
②加入者番号	加入者番号は従事者共済会を退会するまで同じ番号です。転職によって変更になることはありません。
③貸付金制度利用中の場合	「従事者共済会貸付金返還に関わる依頼書」をご自身で作成し、転入先施設・団体宛てに提出してください。転職に伴う貸付金の返還計画は変更できません。転出元から転入先に「貸付個人台帳（返還計画表）」の引継ぎを行います。